

第 8 8 6 回教育委員会定例会会議録

1 招集日時 平成 2 8 年 1 1 月 1 6 日 (水) 午後 1 時 3 0 分

2 招集場所 教育委員会会議室

3 出席者 高橋教育長, 伊藤委員, 佐竹委員, 奈須野委員, 千木良委員 (欠席: 齋藤委員)

4 説明のため出席した者

西村教育次長, 鈴木教育監兼教育次長, 志子田参事兼総務課長, 伊藤教育企画室長,
菊田参事兼福利課長山本教職員課長, 清元参事兼義務教育課長, 門脇特別支援教育室長,
岡高校教育課長, 横山参事兼施設整備課長, 松本スポーツ健康課長, 鎌田全国高校総体推進室長,
新妻生涯学習課長, 木村全国高校総合文化祭推進室長補佐, 山田技術参事兼文化財保護課長 外

5 開 会 午後 1 時 3 0 分

6 第 8 8 5 回教育委員会会議録の承認について

教 育 長 (委員全員に諮って) 承認する。

7 第 8 8 6 回宮城県教育委員会定例会会議録署名委員の指名, 議事日程について

教 育 長 奈須野委員及び千木良委員を指名する。
本日の議事日程は, 配付資料のとおり。

8 秘密会の決定

5 教育長報告

- (1) 損害賠償請求調停事件に係る調停成立について
- (3) 宮城丸の物損事故に係る和解について

6 議事

第 1 号議案 職員の人事について

第 4 号議案 宮城県生涯学習審議会委員の人事について

教 育 長 5 教育長報告 (1) 及び (3), 6 議事の第 1 号議案及び第 4 号議案については,
非開示情報等が含まれているため, その審議等については秘密会としてよろしいか。
(委員全員に諮って) これらの審議については, 秘密会とする。
秘密会とする第 1 号議案については, 本日速やかに処理する必要があるため, 先に第
1 号議案を審議することとし, 残る案件は, 9 の次回教育委員会開催日程の決定後に説
明を受けることとしてよろしいか。
(委員全員異議なし)

※ 会議録は別紙のとおり (秘密会のため非公開)

9 教育長報告

(2) 石巻市立大川小学校訴訟への対応について

(説明者: 西村教育次長)

石巻市立大川小学校訴訟への対応について, 御報告申し上げます。

資料は, 4 ページから 5 ページである。

資料 4 ページを御覧願いたい。

この訴訟は, 平成 2 3 年 3 月 1 1 日に発生した東日本大震災に伴う津波により, 当時石巻市立大川小学校
に在籍中であった児童 7 4 名が死亡又は行方不明となった, 誠に痛ましい事故の責任を巡る訴訟である。

津波により死亡又は行方不明となった74名中23名の被災児童の保護者、計29名の方々が原告となり、学校設置者である石巻市と大川小学校の教職員の給与負担者である宮城県の責任を問うとして、児童一人あたり1億円の損害賠償を求めて、平成26年3月に仙台地方裁判所に訴訟が提起されたものである。

事件の概要及び経過については、1及び2に記載のとおりであるが、先月10月26日に第一審である仙台地方裁判所において、判決の言い渡しがあった。

「3 第一審の判決内容等」であるが、県と石巻市に対して、総額14億2,600万円あまりの賠償金を原告に支払うよう命じる内容であった。

資料5ページを御覧願いたい。

主な判断理由としては、資料に記載のとおりである。

「4 控訴日」であるが、判決では県及び石巻市の主張が認められておらず、内容も承服しがたい部分があることから、代理人弁護士や石巻市と協議の上、県議会の議員全員協議会での説明を経て知事の専決処分を行い、11月7日に仙台高等裁判所に控訴を提起したところである。

「5 控訴理由」であるが、一つ目として、県及び市が最高裁判所の判例や、仙台高等裁判所などにおける過去の津波関係の訴訟で確立されてきた、予見可能性の判断基準を基に主張を展開したにも関わらず、判決では触れられていないことから、過去の判例との整合性がとれていないこと。

二つ目として、当時の極めて限られた情報等の中で、教職員がいわゆる三角地帯を避難先とし、裏山に避難しなかったことは、あの当時とすればやむを得ない判断であり、県及び石巻市としては過失と断じることが受け入れられないこと。

三つ目として、判決では、多少の混乱には構わず、直ちに裏山に避難すれば助けられたとか、教職員は児童の安全が最優先であり、高齢者を含む地域の避難者のことは、教員の注意義務を判断する上で考慮する必要が無い、と判断し、在校児童と高齢者も含む地域の避難者、約100名全員を、安全に避難させようとした教職員の努力を否定する形で、教員の過失責任を認めたことは受け入れられないこと、などを挙げている。

今後については、石巻市や代理人弁護士と協議の上、控訴審において主張を展開していくこととなるが、県としては、今回の訴訟の性格上、学校の設置者として責任を有する石巻市の判断を尊重することが必要、と考えているので、引き続き石巻市と緊密に連携しながら、控訴審に対応してまいります。

本件については、以上である。

(質 疑)

高橋教育長

本件については、これまで個別に委員の皆様方にも報告してきたところであるが、ただ今の説明に対して質問等はあるか。

(質疑なし)

(4) 今後の県立高等学校入学者選抜の在り方について (中間まとめ)

(説明者：鈴木教育監)

今後の県立高等学校入学者選抜の在り方の中間まとめについて、御説明申し上げます。

資料は、別冊資料である。

今後の県立高等学校入学者選抜の在り方については、高等学校入学者選抜審議会に対して7月25日に諮問し、3回に渡る小委員会での検討及び2回に渡る入学者選抜審議会における審議を経て、11月8日に「中間まとめ」を提出していただいた。

この「中間まとめ」では、今後、広く御意見を頂戴しながら小委員会で更に御検討いただき、来年2月を目途に入学者選抜審議会としての答申をまとめていただくよう、現在審議を進めていただいている。

なお、詳細については、高校教育課長から御説明申し上げます。

(説明者：高校教育課長)

引き続き、今後の県立高等学校入学者選抜の在り方の中間まとめについて、御説明申し上げます。

別冊資料1ページを御覧願いたい。

「中間まとめ」では、はじめに「1 県立高等学校入学者選抜制度の現状と課題」について、まとめられ

ている。

現行制度の課題については、「複数の受験機会の確保に伴う入試期間の長期化」、「特色ある選抜の在り方」及び「入試事務の在り方」の3つの観点から、これまでの論点が整理されている。

特に、現行制度では、前期選抜から出願した受験生のうち、不合格になった者に対する、精神的なケアも含めた、十分な進路指導を中学校において行えるよう、前期選抜合格発表から後期選抜出願終了までの期間を2週間確保していることも、入試期間が長期化する一因になっていること、入試事務が3ヶ月間、途切れなく続くことで、授業時数を十分に確保できず、中学校、高等学校とも在校生への本来的な教育活動に支障が生じてきていること、などが挙げられている。

また、出願できる条件については、これまでも目的意識の明確化や主体的な進路選択に役立っているとの評価をいただいていたところであるが、他方で出願条件が曖昧であること、高等学校が示す評定平均値に左右され、「入りたい学校」から「受験できる学校」を選択する傾向が伺われるなどの課題が指摘されている。

次に、4ページからは「2 入学者選抜制度に関する調査」について、まとめられている。

(1)は、県内すべての中学校・高等学校を対象に実施した質問紙調査の結果について、さらに5ページから6ページにかけての(2)では、もう一つの調査として、県内の公立高等学校の1年生全生徒を対象として実施している「みやぎ学力状況調査」の質問紙調査の結果についてまとめてある。

7ページを御覧願いたい

「3 県立高等学校入学者選抜の在り方について」では、(1)改善に向けた基本的な考え方として、受験生にとってより公正かつ適正なものとするべきこと、受験生が自らの将来を展望する契機となり、中学校と高等学校の教育を円滑に繋ぐものとするべきこと、そして、学力向上に繋がるものとするべきこと、これら3点にまとめ、(2)で改善の方向性について、「①適正な入試期間の設定」、「②特色ある選抜の在り方」、「③入試事務の在り方」の3つの視点から、項目ごとに示している。

さらに、今後の議論の材料として、3つの具体的な案が「4 改善試案」として示されている。

12ページを御覧願いたい。これらの試案については、入試期間を短縮するという点で意見が一致しているので、3案とも現行の入試期間よりも短縮した日程となっている。

また、いずれの試案においても、5教科の学力検査を実施することや、特色化選抜を実施するという点では共通している。現行制度において効果があると評価している部分については、何らかの形で継承するほか、受験生の進路意識の向上や、授業時数の確保による教育活動の一層の充実を図れるようにすることを、共通の特徴としている。

以上が、審議会における中間まとめの概要である。

高校入試制度の変更は、中学校及び高等学校の教育、そして生徒をはじめその保護者にも大きな影響を及ぼすものであることから、中間まとめにも記載されていたが、今後、パブリックコメントや意見聴取会を開催するなどして、できるだけ広く県民から意見を頂戴し、今後、審議会での議論をさらに深め、年度内には答申を頂きたいと考えている。

本件については、以上である。

(質 疑)

佐 竹 委 員 資料12ページ。A案として前期選抜と後期選抜を集約し日程は一本化とあるが、選抜の機会は2回となっている。これはどのようなことか。

高 校 教 育 課 長 A案については、これまで前期選抜と後期選抜での2回の学力検査と選抜の機会があったが、それを1回の学力検査に集約し、そのデータを元に学校で2通りの方法で選抜するということである。

例えば、同じ受験生に対して、1回目は特色ある選抜という形での選抜とし、次に、同じ受験生に対して、学力検査の上での選抜とする。受験としては1回であるが、選抜方法を2通りに分けて2回選抜を行うということで御理解願いたい。

佐 竹 委 員 1回の受験で、選抜方法を2通りとしてどちらかで合否を決めるということか。実施する場合には、しっかりと周知するよう徹底していただきたい。この方法のメリットとしてはどんなことが考えられるか。

高校教育課長 入試期間が短縮化されるということと、複数の受験機会の確保に変わり、受験機会は1回でも選抜の機会が複数回確保できるということ。また、これまで学力検査は前期選抜は3教科、後期選抜は5教科で行っているが、全ての受験生に5教科の検査を実施することで学力向上の観点からも改善ができると考えている。

伊藤委員 改善試案についてのスケジュールを伺いたい。平成28年度内の答申に向けてという説明であったが、答申に向けてはパブリックコメントや意見聴取会、審議会という流れになると思うが、最終の答申に向けて何月頃にどのようなスケジュールを考えているか伺いたい。

高校教育課長 今後、小委員会を月1回のペースで開催を予定している。可能であれば2月中旬に審議会を行い、年度内には教育委員会に答申の報告ができれば良いと考えている。

高橋教育長 そうするとパブリックコメント等は、その間に行うということか。

高校教育課長 できるだけ早い時期に年内に開催できればと考えている。

佐竹委員 A案の留意点として4項目の記載があるが、2点目から4点目までは全て「検討を要する」となっている。これは、パブリックコメント等による色々な意見を反映した上で、各学校で検討を要するものなのか、どこで検討していくというものか伺いたい。

高校教育課長 今回の中間まとめについては、A案、B案、C案の大きな骨格を検討していただいているので、この後、いずれかの案に固まってきた段階で、再度詳細な部分については、検討を進めていくということになる。

佐竹委員 検討は審議会で行うこととなるのか。

高校教育課長 小委員会や審議会の詳細を検討していくことになる。

高橋教育長 制度設計は審議会が行うのか、それとも教育委員会が行うのか。

高校教育課長 詳細な制度設計は教育委員会が行う。

高橋教育長 仮に、A案・B案・C案のいずれかで改善とした場合、新しい入試制度が始まるのはいつ頃か。現時点での見通しは。

高校教育課長 審議会からは今年度中に答申をいただく予定であり、平成29年度にかけて詳細に制度設計を詰めてまいりたいと考えている。今後については、受験生や保護者への制度や内容に関する一定程度の周知期間が必要であり、また、制度設計の期間も含めて数年間を要すると考えている。審議会の答申に沿った制度となるよう、速やかに検討し公表できるようにしてまいりたい。

佐竹委員 現在の制度を導入した時にも様々な議論があったが、教育委員会として子ども達の志を少しでも叶えていけるように、複数の受験機会を与えていけるような入試制度にしようということ、現在の入試制度になった経緯がある。

現在の制度も必ずしも完璧ではないので、改善を続けていくことは大変重要であると思う。現場の声や学校対応、受験生、保護者などの色々な御意見を総括した上で、さらにベストであろうという制度設計をしていかなければならないと思う。しっかりと向き合っていただき、将来、新制度が適用される子どもたちの志を失う事のないようにしていただきたい。メリットだけではなくデメリットにも配慮して、制度設計をしていただきたい。パブリックコメントだけでなく現場の声などをきちんと集約できる様な体制を整えていただきたい。

千木良委員 色々な入試制度があると思うが、現在の子どもの声の声を聞くと、「1回目の試験には落ちてしまったので、2回目は頑張る」とか「本当はこの学校を受けたかったが、少し足りなくて受けられない」ということを身近で聞くことがある。

そうした現場の声も踏まえて、子ども達にとって人生は長いので、これから生き生きと生活していけるようにすることが、教育の中で一番大事であると思うので、そうしたことも汲んでいただけるような制度設計をお願いしたい。

そのためにはどうすればよいのか、がちがちの受験制度で来た方だけの意見だけでな

く、様々な方の意見を聞いて、これまでの制度の反省や今後の要望なども踏まえて考えていただきたい。

高橋教育長 今後審議会でさらに議論をするということなので、本日、委員からいただいた御意見も踏まえ、多角的に審議会を進めていただくようお願いする。

10 議事

第2号議案 平成30年度（平成29年度実施）教員採用候補者選考方法について

（説明者：鈴木教育監）

第2号議案について、御説明申し上げます。

資料は、6ページから9ページである。

はじめに、資料7ページを御覧願いたい。

これまで県と仙台市が合同で実施してきた教員採用候補者選考については、平成29年度から仙台市への県費負担教職員の給与負担等の権限移譲に伴い、宮城県と仙台市それぞれの教育委員会で教員採用候補者選考を実施する。

県教委では、より多くの受験生を確保しつつ、これまで以上に人物重視の選考を行うことにより、宮城の教育を託すのに相応しい人材を採用することを目的として選考方法の見直しを行った。

また、平成32年度に小学校から順に始まる新学習指導要領の内容等を踏まえながら、現場が抱える様々な課題を解決することも目的としている。

以上、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

なお、今年度実施した教員採用候補者選考からの変更点については、教職員課長から御説明申し上げます。

（説明者：教職員課長）

引き続き、私からは具体的な選考方法について、御説明申し上げます。

資料8ページを御覧願いたい。

これまで県と仙台市が合同で実施してきた教員採用選考が、来年度からの権限移譲に伴い、県と仙台市それぞれで実施することになる。

県としてはより多くの受験生を確保しつつ、これまで以上に人物重視の選考を推し進め、宮城の教育を託すのに相応しい人材を採用することを目的として選考方法の見直しを行った。変更点は大きく11点である。

1点目は「地域採用枠」の新設である。

小学校受験希望者のうち、南三陸教育事務所管内に採用後10年間程度勤務できる方を対象に募集を行う。

来年度は初年度ということもあり、南三陸教育事務所管内のみの設定を考えているが、「地域採用枠」で採用された教員には10年程度その地域に勤務していただき、地域の方々とともに、その地域に根ざした教育に携わっていただきたいと考えている。将来的にはそうした教員の姿を見て育った子どもたちが、ああいう先生になりたいという憧れを抱いて、またその地域に戻って教員になるという循環ができればと考えている。制度がうまく軌道に乗るようであれば、今後、他の地域や他の校種での実施も検討してまいりたいと考えている。

2点目は「特別支援学校枠」の新設である。

これも小学校受験希望者のうち、小学校教諭の免許と特別支援学校教諭の免許の両方を所有している方を対象に募集を行う。採用後は主に特別支援学校での勤務となる。宮城県特別支援教育将来構想にもあるように、障害のある子どもと障害のない子どもが「共に学ぶ」教育環境づくりという観点から、教員の異動については、今までどおり特別支援学校と普通の学校との間の相互の異動は維持しつつ、専門性の高い先生方を積極的に受け入れていくことで、特別支援学校の専門性を高め、県内の特別支援教育の更なる充実を図っていくというねらいである。

3点目は「小学校英語採用枠」の新設である。

小学校教諭と中学校、高等学校いずれかの外国語（英語）教諭の両方の免許を所有している方を対象に募集を行う。

平成23年度から、小学校において新学習指導要領が全面実施され、第5・第6学年で年間35単位時間の「外国語活動」が必修化された。また、平成32年度からの新学習指導要領では小学校英語が教科化される見通しがあることから、小学校教諭で、かつ英語の専門性の高い人材を確保しようというねらいである。

4点目は英語志願者に対して資格所有を義務づけることとする。

中学校や高等学校の学習指導要領は、英語について「読む」「書く」「話す」「聞く」の4技能をバランスよく育成することを目標に掲げており、積極的に外国人とコミュニケーションできる能力を養い、実践的な英語力を育成する力を備えた教員が今まで以上に必要になってきた。

そこで、従来の採用選考で測りきれなかった力を見るために、英検やTOEFLなどの外部試験を活用し、中学校英語、高等学校英語を志願する者に対して、①英語検定2級以上 ②TOEIC550点以上 ③TOEFL L(iBT)60点以上 ④国連英検B級以上 のいずれかの資格保有を義務づけることとする。

ただし、この義務づけについては平成32年度に実施する教員採用選考から設けることとし、来年度から3年間は「所有が望ましい」とする移行期間とする。

5点目は複数免許保有の促進である。

高等学校社会については、平成34年度をめどに新たな必修科目として、日本と世界の近現代史を中心に学ぶ「歴史総合」や、選挙権年齢引き下げを踏まえ社会参画に必要な力を育てる「公共」などを設ける案があることから、そうした動き等を踏まえ、社会科の教員においてはより多角的な視点を持って指導に当たってもらう必要があると考えるため、高等学校「地理歴史」「公民」の志願者に、「地理歴史」「公民」両方の免許を所有することを受験資格とする。

ただし、この義務づけについては平成32年度に実施する教員採用選考から設けることとし、来年度から3年間は「所有が望ましい」とする移行期間とする。

6点目は情報教育の充実、Miyagi Styleの推進による更なる教科指導におけるICT活用の充実を図るため、来年度初めて「情報」の採用選考を行う。しかしながら、授業時間数や学校規模との兼ね合いで「情報」のみの免許では異動できる学校に限られることから、来年度採用選考を行う「情報」については、受験資格として「情報」の普通免許状に加え、他の教科の高等学校教諭普通免許状を有することを受験資格とする。他の教科は高等学校の教科の免許状であれば何でも構わない。

7点目は第1次選考の筆記試験について、採点における客観性の確保等を考慮し、記述式からマークシート方式に変更する。なお、全ての記述試験をマークシートに変更することから、今まで資格要件を満たした方々に実施していた教職教養を小論文に替えての試験は廃止する。

資料9ページを御覧願いたい。

8点目は第1次選考の筆記試験で行っていた「教職教養」を「教養」の試験として出題内容を変更する。

これまでの教職教養の試験では教育法規、教育史、教育心理等から出題していたが、今後は、現代が抱える教育問題や現場に必要な知識、主要5教科に関わる知識等についても教育法規等に加えて出題することで、より現場のニーズに即した力を持った教員を採用したいと考えている。

9点目は全ての実技試験を第2次選考に移すこととする。

全ての実技試験を第2次選考で行うことにより、全ての学校種、教科・科目について、東京会場でも第1次選考を実施できるようになることから、首都圏で大学に通う本県出身者等が、より多く受験できるようになるものと考えている。

10点目は小学校の第1次選考で実施していた「水泳」の実技試験について、その日の体調で泳げない等の不公平感をなくすこと等の目的で、実技試験を廃止し、最低25mは泳ぐことができることについて、申請段階で自己申告することとする。なお、虚偽の申告があった場合は採用を取り消すこととなる。

11点目は模擬授業の実施方法の変更である。

これまでは第2次選考当日にこちらが指定した教材を基に指導案を50分で作成し、模擬授業と試験官とのやりとりを含めた30分で実施していたが、来年度からは第2次選考当日に、県教委から提示される複数の教材の中から、受験生が自分自身で教材を選択し、指導案の作成は行わずに20分で授業案を考え、30分の時間の中で模擬授業と試験官とのやりとりを行う。

また、模擬授業の評価の観点についても、これまで以上に明確に示すこととし、受験生に対して宮城の教

員として必要とされる力を具体的に伝えることによって、我々が求めている人材を確保したいと考えている。

以上が11項目の大きな変更点である。

本日の教育委員会で決定された後に、引き続き詳細について検討し、正式には来年度4月中旬に公表予定の募集要項に具体的に記載してまいりたいと考えている。

本件については、以上である。

(質 疑)

奈須野委員 地域採用枠の新設について伺いたい。来年度は南三陸教育事務所管内で、採用から10年間程度勤務できる者を対象としているが、地域を限定して若い人を確保するということは、被災地の復興にも繋がり、大変良いことであると思う。

例えば、南三陸を希望する方が50名に対して、採用枠が10名であった場合、超えた分は不合格となるのか。能力があって優秀な方であった場合は、別枠での採用となるのか、あくまでも地域限定枠での受験となるのか。

教職員課長 地域採用枠については、10名の枠に50名の応募があった場合、40名は地域採用枠としては選考から漏れる可能性があるが、一般採用枠で再度、他の受験者と一緒に選考を行う事により、能力の高い方については一般採用枠で採用する事もある。そういう意味では2回の選考を行うということを考えている。特別支援学校枠等についても同様に考えている。

奈須野委員 来年度からは仙台市と別々に採用選考を行うが、大きく見れば宮城県は過疎地域の方が多い。過疎地域での地域採用枠を募集することにより、地域の出身者が集まってくる可能生もあるが、そうした狙いもあるのか。

教職員課長 委員御指摘のとおりである。今後の進め方としては、実際の現場の状況等を意見交換しながら、地域採用枠で採用された方々の活躍、効果を見ながら随時検討していく必要があると考えている。

伊藤委員 特別支援学校枠の新設について伺いたい。これまで受験者の中で小学校教諭と特別支援学校教諭の両方の免許を持っている方の割合はどのくらいか。

教職員課長 現状として、特別支援学校で特別支援の免許保有の割合は、さほど高くなく7割位となっている。手元に正確なデータを持っていないが、志願者全体で見ると、小学校教諭と特別支援学校教諭の免許を併有している方も少なからずいるので、そうした方々をきちんと見て、優秀な方を採用していきたいと考えている。

奈須野委員 関連して、小学校教諭免許と特別支援学校教諭の免許を同時に取得できる大学は、どこの教育大学でも取得できるのか。

教職員課長 宮城教育大学をはじめ、色々な大学で取得できる。また、こうした採用選考に変更するという事になれば、この変更を受けて教員養成大学側においても、カリキュラム等の見直しが行われることを期待している。県教委としてはこのような人材を採用したいというメッセージでもありと考えている。

今後は、実際に志願していただく学生を確保するため、宮城にある大学等を訪問して変更点を説明し、その中でカリキュラムの見直しについても大学側に協力いただけるよう要請してまいりたいと考えている。

千木良委員 特別支援学校枠については私も興味がある。特別支援学校教諭の免許は、小学校では7割位という説明であったが、中学校、高校ではどのくらいの割合となっているか。

教職員課長 先程の説明では言葉が不足していたが、小・中・高全体で7割ということである。学校種別毎のデータについては、現在手元に正確なデータを持っていないので、後ほど御説明する。

千木良委員 各県の高校での現場の声として、教室が足りなくて特別支援学級の設置の要望が多くなっていると伺っている。

特別支援の高等部に関しては、多くの子ども達が希望している中で、就職支援という

ことだけではなく、本来の意味での特別支援を必要としている重い症状の子どもたちが、なかなか支援を受けられないという問題も生じている。その辺についてはどのようにお考えか。

特別支援教育室長 軽い知的障害の生徒は、高等学園を設置して就労に向けた指導も行っているが、御指摘のとおり、高等学園での受け入れはなかなか要望に追いついていない状況であることは事実である。入学を希望する生徒については、地域の特別支援学校で受け入れを行っており、教育課程を複線化して、重い子どもも軽い知的障害の子どもに対しても、卒業後の生活が円滑な移行に向けた指導をしているところであり、決して軽い知的障害の子どもが地域の支援学校に入学したからといって、重い子ども達の指導がぞんざいになっている訳ではない。同じように個別の教育支援計画を作成して、それに基づいた指導を行っている。

高橋教育長 特別支援学校枠については小学校としているので、主に小学部での対応となるが、中学部、高等部については室長からも説明があったとおり、障害の程度は一人一人違うので、障害の程度に応じたきめ細かな指導ができるように、人材を配置していく事も大事であると考えている。来年度は小学校だけを対象として行うが、そうした事も踏まえて今後の検討をお願いします。

佐竹委員 どうして小学校のみなのか。

教職員課長 免許の保有状況と教員の人事異動にも関係してくる。中学校と高等学校については教科毎の免許となっているが、小学校については小学校免許があればどこの小学校でも勤務が可能である。そうした保有免許の偏りと教員全体の人事異動の関係などもあり、今回は小学校のみとしたものである。

なお、現在も中学校、高校での採用にあたっては、特別支援の免許を保有しているかどうかを非常に重要視している。申請段階で記入させたり、面接段階での確認などを行っている。それは継続しながら、どのような採用枠が設定できるかについては、人事異動の関係もあるので、引き続き検討してまいりたい。

佐竹委員 小中高全体で7割が特別支援の免許を持っているということであるが、幅を広げるためにも免許をとっていただけるような啓発をしていただきたい。

教職員課長 特別支援教育の免許の保有率向上については、我々も非常に重要な課題であると考えている。大学等で色々な講座等を開設していただいているので、特別支援学校での在任中に受講して、特別支援教諭免許を追加して取得していただきたいと考えている。

また、先日報道がなされたが、国の特別支援教育総合研究所においても、全国の教員を対象に通信教育を始めたような動きもある。そうした制度も活用しながら、特別支援の免許も併有できる様な取組を進めてまいりたいと考えている。今回このような採用枠を設定することも、特支免許も併有する事を促進するメッセージとして受け止めていただければと考えている。色々と複合的に工夫してまいりたい。

佐竹委員 療育手帳を保有していても、必ず特別支援学校に入学するということではなく、本人の意思を尊重して普通学校に通っている子どもたちもいる。そうした子どもたちに対しても、特別支援の免許があることで対応の仕方が異なってくると思う。特別支援学校に限らず、どこの学校でもそうした知識を持った先生がいることで大変心強いと思う。

変更点の7つ目。マークシート方式に変更して小論文を廃止するとあるが、考えられるメリットとしては、採点が容易になり誤りも少なくなるということと、より学力に特化していくものであると思う。小論文は学力に加えて思想的なものを判断する材料であると思うが、この変更によるメリット、デメリットを伺いたい。

また、小論文での試験を廃止した場合に、それを補うものとして、どのような選考を考えているか伺いたい。

教職員課長 一番のメリットは、採点の公平性の確保である。デメリットについては、御指摘のと

おり表現することで見えてくる部分は、マークシートでは判断できない部分も確かにあると思う。県教委では人物重視としているが、1次試験ではある程度多めに選考して、その後の2次試験の面接の中でしっかり見ていこうと考えている。物事の考え方や表現力などは、2次試験の面接や模擬授業の中で見ていきたいと考えている。

佐竹委員 マークシート方式で学力や知識等を検査し、人間性や表現力などは小論文ではなく、面接などで判断していくということか。

教職員課長 そのとおりである。知識面については、マークシートで行うこととし、その他の人間性や表現力などは、面接や模擬授業の中で見ていくこととなる。

佐竹委員 やはり教員となる方々の資質や人間性、思考については、様々な観点から見たいかなければならないと思うので、しっかり見ていただけるような2次選考のあり方を工夫していただきたい。

教職員課長 補足であるが、小論文については受験者全員が受けている訳ではない。例えば、講師経験者で特別選考に満たない3年未満の方など一部の受験者について、小論文に代える事ができることとしており、限定的な取り扱いとしている。

今回の変更では、1次試験をマークシート方式に変更するので、全ての受験者が同じように行うよう考えている。なお、しっかりと見て欲しいという御指摘については、2次選考のあり方を工夫しながら進めてまいりたいと考えている。

高橋教育長 (委員全員に諮って) 事務局案のとおり可決する。

第3号議案 平成30年度宮城県立高等学校入学者選抜方針について

(説明者：鈴木教育監)

第3号議案について、御説明申し上げます。

資料は、10ページから14ページである。

平成30年度の宮城県立高等学校入学者選抜方針については、高等学校入学者選抜審議会に7月25日に諮問し、2回に渡る審議を経て、11月8日に答申をいただいたものであり、その答申の内容を踏まえ、今回お示ししたとおり提案するものである。

以上、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

なお、詳細について、高校教育課長から御説明申し上げます。

(説明者：高校教育課長)

引き続き、第3号議案について、御説明申し上げます。

資料11ページを御覧願いたい。

県立高等学校入学者選抜方針については、「宮城県立高等学校における入学者選抜は、高等学校及び中学校における教育の目的の実現及び健全な教育の推進を期し、公正かつ適正な選抜方法と選抜尺度により厳正に行うものとする。」との方針のもと、「1 基本原則」「2 前期選抜」「3 後期選抜」等について定めることとしている。

なお、平成30年度の選抜方針については、前年度からの変更はない。

資料14ページを御覧願いたい。

参考として、平成30度の入学者選抜日程をお示している。

この日程についても、入学者選抜審議会に諮問し、答申を得たものであるが、受験生や中学校、高等学校に対する影響に配慮し、「前期選抜・連携型中高一貫教育に関する選抜」については、実施日を1月31日(水)、合格発表日を2月8日(木)、「後期選抜」については、実施日を3月6日(火)、合格発表日を3月14日(水)としている。

なお、この選抜方針については、本定例会で可決いただいた際には、ただ今、御報告した選抜日程とともに、速やかに各県立学校及び市町村教育委員会に通知するとともに、今後、これらを踏まえた上で、実施要項を作成してまいりたいと考えている。

以上、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

(質 疑)

伊 藤 委 員 選抜日程について、この時期は私立高校の入学試験の時期でもあると思うが、そうした日程調整をした上での提案ということで良いか。

高 校 教 育 課 長 私立学校側と日程調整した上で、御提案しているものである。

高 橋 教 育 長 (委員全員に諮って) 事務局案のとおり可決する。

1 1 課長等報告

(1) 市町村立小中学校における在校時間の状況について

(説明者：福利課長)

市町村立小中学校における在校時間の状況について、御報告申し上げます。

資料は、1 ページから6 ページである。

資料1 ページを 御覧願いたい。

「1 趣旨」について、県立学校においては教職員の健康管理を図るため、平成24年9月に「宮城県教育委員会における職員に対する健康管理対策実施要領」を策定し、正規の勤務時間外における在校時間等の把握に努めているところである。

市町村立小中学校の在校時間の把握については、各市町村教育委員会で、それぞれ独自の方法で行っているが、県教育委員会としても健康管理対策の参考とするため、県内全35市町村教育委員会の御協力をいただき、公立小中学校における月80時間を超える者の割合などについて把握することとしたものである。

なお、この報告は、各市町村教育委員会が共通で回答できる項目を取りまとめたものである。

「2 正規の勤務時間外における月80時間超報告者について」であるが、月80時間とは、厚生労働省が定めた健康リスクの一つの基準となっている。

(1)「全体報告者数」の太枠の表を御覧願いたい。これは、平成27年度において小中学校の教職員が正規の勤務時間を超えて在校した時間が月80時間を超えたことのある実人数である。

小学校は、542人で6.8%、中学校では、2,211人で45.5%の教職員が月80時間を超えて在校していることが分かった。参考に県立学校の同年度の報告者数を記載しているので、後ほど御覧願いたい。

資料2 ページを御覧願いたい。

(2)の表は、80時間を超えた月別の報告者数であるが、資料3ページの折れ線グラフで御説明申し上げます。この折れ線グラフは、月毎に80時間を超えた教職員の実人数を表している。

小学校は、一番下の点線であるが、6月が最も多く、修学旅行、野外活動等の行事への対応と思われる。そのほか4月、3月が年度初め、年度末の業務で多くなっているものと思われる。

中学校は、1番上の実線であるが、5月が最も多くなっている。6月上旬開催の各地区の中学校総合体育大会の前月であり、休日の部活動の指導時間が多くを占めているものと思われる。次が10月で、新人大会の開催時期であり、同じく部活動の指導時間が多くなっている。

県立高等学校は参考で、真ん中の点線のグラフとなっている。中学校と同様で部活動の盛んな5月と10月が多い傾向となっている。

資料4 ページを御覧願いたい。

(4)の「校種別従事内容」については、従事内容を左の表により、「部活動・課外活動指導」から「その他」までの8項目に区分している。

円グラフを御覧願いたい。

小学校であるが、「イ その他」と「ロ 学校行事等の準備」「ハ 教材研究、教科指導等準備」の割合が高くなっている。「その他」の内容については、左の表の下に従事内容を記載しているが、校務処理や地域・PTA・保護者への対応等となっている。

下段の中学校であるが、「イ 部活動・課外活動指導」が約30%で割合が一番高く、「ロ その他」(校務処理)、「ハ 学校行事等の準備」、「教材研究、教科指導等準備」が17~18%でほぼ同じ割合となってい

る。

資料5ページを御覧願いたい。

参考の県立高等学校であるが、「部活動」と「教材研究」の割合が高くなっている。

資料6ページを御覧願いたい。

各市町村教育委員会が実施している、在校時間の縮減に向けた取組内容を記載している。

県教育委員会としては、このような市町村教育委員会のさまざまな取組みや県教育委員会の取組みなども情報提供し、情報を共有しながら市町村教育委員会と共に、できるところから在校時間の縮減に向けて取組み、教職員の健康管理対策を推進してまいりたいと考えている。

本件については、以上である。

(質 疑)

高橋教育長

この調査は今回が初めてか。

福利課長

平成27年度分は初めて実施した。

伊藤委員

資料4, 5ページを見ると、小学校、中学校、高校ともに、時間外業務を命ぜられた業務の割合が非常に低くなっているように思う。これは自発的に自分の意思でやらなくてはという、教員の志の高さの表れという捉え方も出来ると思うが、一方では、やらないと終わらないという業務の多忙感もあると思うが、どのように捉えているか。

福利課長

教員に時間外業務を命ずることのできる業務は4項目となっている。1点目は学校行事等、2点目は生徒の実習業務、3点目は教職員の会議に関する業務、4点目は非常災害等のやむを得ない場合の業務となっている。これらの4つの業務にしか時間内勤務を命令できない制度となっているため、低い割合となっていると捉えている。

千木良委員

この在校時間の調査は、学校内では誰の担当業務となっているか伺いたい。

福利課長

教員一人ひとりが自己申告したものを、管理職の教頭先生が取りまとめて、教育委員会に報告している市町村が多いと考えている。

千木良委員

他県でも同じような状況を聞いていた。資料6ページの「3 在校時間縮減に向けた主な取組状況」の中に、管理職からの指導等とあるが、誰が指導を行うのか。

高橋教育長

管理職の在校時間が長いというのは、どこの県も同じだなと感じた。全体として縮減に向けた取り組みを、今後も続けていくということで、資料6ページに取組状況についての一覧があるが、県立学校も含めて全体として縮減に向けてさらに努力をしていきたいと思うので、継続した調査をよろしく願います。

佐竹委員

小・中学校では課外授業・補習授業等の指導・監督がゼロとなっているが、高校では2.5%となっている。小・中学校でも学力がついていかない子どもたちに補習授業をしている先生方は結構いると思うが、ゼロになっているということは、月80時間を超えない程度に行っているという認識か。高校の場合は80時間を超えているという認識か。

福利課長

我々の方では詳細までは調査できていない状況である。補習授業をしている先生方はいると思うが、80時間に満たない方々が小・中学校には多いと思われる。

高橋教育長

恐らく勤務時間内で行っているということであると思う。

佐竹委員

そうすると、高校の場合には勤務時間外になっているという認識になるのか。

福利課長

この調査は、複数回答で回答してもらっており、主な業務を2つまで記入いただいているため、その2つの中に入らなかったのではないかとと思われる。

(2) 平成29年度宮城県・仙台市公立学校教員採用候補者選考の結果について

(説明者：教職員課長)

平成29年度(平成28年度実施)の宮城県・仙台市公立学校教員採用候補者選考の結果について、御報告申し上げます。

資料は7ページである。

第2次選考は9月16、17日の前半2日と、19、20日の後半2日の計4日間で実施した。会場は仙台市教育センターにおいて小学校受験者、宮城県総合教育センターと美田園高校においては小学校以外全ての校種・教科について実施した。

2次試験を受験した者は1,101名で昨年よりも154名減っている。しかし、1次選考の合格者数も1,278名から1,124名と154名減っているため、受験率としては、ほぼ同じになっている。

今年度の選考の特徴としては、まず第1に名簿登載者数が昨年より82名少ない569名となったが、平成24年度実施の選考が489名と500名弱となった年があったものの、平成22年度実施の選考から7年連続で500名前後の採用を維持することができた。今後も多くの優秀な人材を確保できるようにしてまいりたいと考えている。

第2に合格者数に占める講師経験者の割合が、昨年度に比べ44.5%から36%と8.5ポイントも低くなった。これは講師経験者の出願者数が平成26年度実施の選考では591名、27年度実施では511名、今年度実施では462名と、昨年よりも49名、一昨年よりも129名減っており、教職経験者特別選考を実施して今年度で7年目となるが、講師経験者を着実に採用してきたために、教職経験者特別選考の受験資格に合致する講師が減り、教職経験者特別選考の出願者が減ったため、名簿登載になった者の数も減ったものと考えている。

また、新卒者の名簿登載者に占める割合が、今年度は45.2%、昨年度は34.0%、一昨年度は33.8%と年々増えてきている。特に今年度は昨年に比べ11.2ポイントも高くなり、名簿登載者の平均年齢が26.1歳と昨年度よりも1歳低くなった。以上のことから若く、活気あふれる世代を多く名簿登載できたと考えている。

名簿登載者の男女比は男性46.9%に対し、女性が53.1%となり、昨年度よりも女性の割合が0.3ポイント増加している。障害者特別選考では小学校女子で1名採用した。

今後の予定としては、新規採用者を対象とした「情報交換会」を12月27日に開催する予定である。ここでは、教員としての心構えや採用までの過ごし方について理解を深める機会としており、全体会での講話に続き、各学校種に分かれての分科会では、先輩教師のいろいろな経験談を聞く機会としている。

また、来年度の採用選考説明会は11月30日を皮切りに、関東以北の大学を中心に行う。12月7日には東京会場で、17日には仙台会場で一般の方々を対象に説明会を行う。来年度から大きく変わる制度について説明をし、より多くの方に出願していただけるように尽力してまいりたいと考えている。

本件については、以上である。

(質 疑) | 質疑なし

(3) 平成27年度における児童生徒の問題行動等に関する調査(宮城県分)の結果について

(説明者:義務教育課長)

文部科学省から公表された「児童生徒の問題行動等に関する調査」の本県の児童生徒の状況について、御報告申し上げます。

資料は、8ページから12ページである。

資料8ページを御覧願いたい。

「1 調査の趣旨」から「3 調査対象」までは記載のとおりである。

「4 調査結果の概要」の「(1) 暴力行為」であるが、暴力行為の発生件数は、前年度に比べて小学校は247件と大きく増加、発生学校数及び加害児童生徒数も増加している。特に、1、2学年の加害児童数が前年度比約3倍に増加しており、全国の傾向と同様、低学年での増加が目立っている。また、同一児童による複数回の対教師、生徒間暴力が見られる。

一方、中学校においては、126件減少し、発生件数、加害児童生徒数ともに減少している。

小・中学校で、都市部と郡部、沿岸部と内陸部等の地域的な特徴は認められない。高等学校では、器物損壊の増加により、発生件数が増加している。

資料9ページを御覧願いたい。

「(2) いじめ」の「①いじめ認知件数・解消率・認知校数」であるが、いずれの校種でも積極的な認知に

向けて取り組んでおり、アンケート調査を年4回以上実施している小学校は58.9%、中学校は70.2%で全国値を大きく上回っている。

②いじめの態様を御覧願いたい。

全ての校種で「冷やかしやからかい等」が最も多くなっており、小学校では「軽くぶつかられたり、叩かれたり等」、中学校と特別支援学校では、「仲間はずれ、集団による無視」が次に多くなっている。高等学校では、「パソコンや携帯電話等で誹謗中傷」が2番目に多くなっている。

次に、10ページの「(2)小・中学校の長期欠席(不登校等)」については、これまで学校基本調査で行われていた長期欠席に係る調査が平成27年度調査から問題行動等調査と一本化されて行われることになったものである。

不登校児童生徒は、小・中学校ともに増加している。不登校の出現率については、小学校が0.47%、中学校が3.53%となっており、依然として高水準で推移している。不登校児童生徒の中で、今年から新たに集計した90日以上欠席者の割合は57%と全国とほぼ同じである。出席日数0日の児童生徒は、不登校児童生徒の3%である。

小・中学校で、都市部と郡部、沿岸部と内陸部等の地域的な特徴は認められなかった。

不登校の要因を「本人に係る要因」で見ると、小・中学校とも『不安』の傾向があるが最も多く、次いで『無気力』の傾向があるの割合が高くなっている。『不安』の傾向がある不登校児童生徒のうち、この理由として、小学校では「家庭に係る状況」「いじめを除く友人関係」が多く、中学校では、「いじめを除く友人関係」「家庭に係る状況」が多い状況であった。

資料11ページを御覧願いたい。

「(4)高等学校の不登校・中途退学」であるが、不登校については、不登校生徒数は増加しており、不登校の要因は、『無気力』の傾向があるなどが多くなっている。中途退学者については、前年度に比べて96人の減少となっており、理由としては、「学校生活・学業不適応」や「進路変更」の割合が多くなっている。

最後に、「5 県教委としての対応」である。

今回の調査結果から、本県においては、依然として不登校児童生徒が多い状況が続いていることが明確になるとともに、小学校の低学年で暴力行為が増加傾向にあることも大きな課題と捉えている。

これらの課題については、困難化や重篤化をさせないための初期対応の重要性、学校や家庭を外から支える仕組みの必要性を踏まえ、今年度から県教委に「心のケア・いじめ・不登校等対策支援チーム」を設置し、相談窓口の拡充を図るとともに、東部教育事務所内に「児童生徒の心のサポート班」を設置し、学校や家庭への直接的な支援等を行っている。

また、8つの市町に対して「みやぎ子どもの心のケアハウス事業」での取組を行い、市町のいじめや不登校等への対策を支援しているところである。

今後は、市町村教育委員会やPTA、保健福祉部局等と連携し、現在進めているこれらの取組の充実を図ってまいる。そのために、以下に記載の3点の重点的な取組を一層推進してまいる。

資料12ページには、本課と高校教育課で現在行っている事業を掲載しているが、これらの事業についても一層推進してまいる。

本件については、以上である。

(質 疑)

佐 竹 委 員

小学校における暴力行為などの問題行動が増えているとあるが、資料11ページの「5 県教委としての対応」にある(3)幼児期を含めた校種間の緊密な連携の中で、申し送り個票等を活用した、接続期の確実な引継、連携が必要であると思う。

小学校1、2年生という一番大事な時期である。特に、発達障害の疑いがあるような児童・生徒に対して、きちんとした対応でケアすることで、問題行動は減っていくと思う。色々な小学校を見てもそのように感じるので、幼稚園等としっかりと連携して申し送りなどを、きちんと対応していけば上手く改善していくと思う。

また、低学年児童の行動への理解と学校内での取組が必要になってくると思うので、その辺りを駆使していただきたい。

例えば、ある学校では縦割り学級ということで、1, 2年生の学級に5, 6年生を一緒にしたところ、問題行動が激減したという事もある。子どもたち同士でもできる工夫をしていただいたり、このような良い取組事例があれば是非とも情報共有して、相乗効果をもたらしていただければ改善できると思うので、よろしくお願いする。

県では、学ぶ土台づくりやスクールカウンセラーの配置、心のケアハウス事業などのサポートをしているが、学校内だけではなく学校間でも色々なアイデアを出していただき、学校を守るため、子ども達を守るために色々な取組を進めていただきたい。

改善できた事例は、他の学校や県教委にもお知らせいただき、みんなで連携して取り組んでいければ良いと思うので、よろしくお願いする。

千木良委員

医療の視点から少し意見させていただく。明らかに発達障害があるのではないかと疑いのある幼稚園児などが来院したとしても、個人情報等の問題があるので、恐らく通常の医療機関ではそうした情報が入らない。そうした状況について、幼稚園の先生方は把握しているのかというような問題点も感じているので、地域の学校保健会などでも度々話しをしている。やはり、医療と教育の連携が必要であると感じている。

虐待も含め、歯科の場合であれば、殴られたら歯が折れることもあるし、虫歯が非常に多くなればネグレクトの疑いがある、耳鼻科の場合は鼓膜の破裂など、医療と教育との繋がりが非常に深い所であるので、なるべく小さいうちにそうした連携が何らかの形で出来るよう希望しているので、よろしくお願いする。

義務教育課長

委員御指摘の点は、やはり大事なところであると考えている。幼稚園や小・中学校には、学校医や学校歯科医の方がいるので、学校医等との連携も深めて、そうした改善に向けて取り組んでまいりたい。

奈須野委員

小学生の暴力行為について、新聞報道を見た時には件数の多さに驚いたが、この件数は、いじめの調査などと一緒で小さな案件を拾い上げているため、こうした数字がでてきたという理解でよい。

義務教育課長

同じ子どもが複数回ということもある。また、低学年の場合では、立ち歩きをしたり、教室を抜け出そうとして先生が静止をすると、それに対して先生を叩いたり引っ掻いたりということもあり、全て含めて計上しているところである。

奈須野委員

子どもを育てる親の責任が一番大きいとは思いますが、なんとか無くしていかなければならないと思う。

前回の総合教育会議の際に知事にも提案したが、県教委や市町村教委、地域の力だけでは対応しきれなくて、毎年同じような数字が出てくるとすれば、今後に向けてさらに一歩踏み込んだ対応策を考えていただきたいと思うが、具体的に計画している対応策などはあるか伺いたい。

義務教育課長

今年度からは、学校や地域だけではなく、学校を外側から支える取組についても進めてきたが、PTAの方々にも御理解いただきたいと考えているので、今月、県PTA連合会の方々とは、いじめや不登校等問題について意見交換する予定なので、一緒になって理解を深めながら連携してまいりたいと考えている。

(4) 平成27年度における宮城県長期欠席状況調査(公立小中学校)の結果について

(説明者: 義務教育課長)

平成27年度における宮城県長期欠席状況調査について、御報告申し上げます。

資料は、13ページから20ページである。

この調査は、先ほど御報告した「児童生徒の問題行動等に関する調査」の宮城県分の長期欠席の状況の中で、特に不登校児童生徒の状況について県独自調査として追跡調査し、分析を行ったものである。

資料13ページを御覧願いたい。

「1 調査の趣旨」、「2 調査対象期間」は記載のとおりである。

「3 調査対象」は、仙台市を含む県内の公立小・中学校を対象としている。

「4 回答方法」は、児童生徒調査、学校調査ともに質問紙法による学校の回答である。

「5 調査結果の概要」の「(1) 長期欠席の概要」であるが、長期欠席児童生徒のうちの不登校は2, 789人であり、これは、長期欠席全体の75. 9%を占めている。

小学校の不登校は560人であり、小学校長期欠席数の54. 5%を占め、そのうち90日以上欠席は229人であり、小学校不登校数の40. 9%となっている。

中学校の不登校は2, 229人であり、中学校長期欠席数の84. 2%を占め、そのうち90日以上欠席は、1, 360人であり、中学校の不登校数の61. 0%である。

資料14ページを御覧願いたい。

「(2) 不登校児童生徒の状況」であるが、不登校児童生徒の学年は、中学2年生が最も多く867人、次いで中学校3年生が786人となっている。

不登校になった学年を見ると、中学1年生からが970人と不登校児童生徒の約34. 8%を占め、依然として中学校1年生で不登校になる生徒が多い状況が見られる。

不登校のきっかけは多様・複雑であるものの、小学校では「親子関係をめぐる問題」が多く、中学校では「いじめを除く友人関係をめぐる問題」が多くなっている。詳しくは③のグラフを御覧願いたい。

不登校のきっかけと震災の関連については、震災後5年を経過しているが、「あると思われる」という回答が依然として見られる。

さらに、震災の影響がないと思われる当該児童生徒の不登校が継続している要因と考えられることについては、小学校においては、「兄弟が不登校になっている」「保護者の就学に関する意識が希薄」等、主に家庭に係る要因が最も多く、次いで「人間関係を構築することや人とかかわることへの不安」「失敗を繰り返すことへの不安」等、本人に係る要因が多く見られた。

中学校では、「目的意識に欠ける」「学校に行く意味を見いだせない」等、主に本人に係る要因が多く、次いで「人が集まる場所に行けない」「人と関わることが苦手」等、主に学校生活に係る要因が多くなっている。

資料15ページを御覧願いたい。

「⑥家庭の経済状況について」「⑦不登校生徒の卒業後の進路等について」は記載のとおりである。

「(3) 不登校児童生徒の改善状況について」であるが、小学校の不登校児童560人のうち、何らかの改善が見られた児童は325人で58%となっており、中学校の不登校生徒のうち何らかの改善が見られた生徒は1, 100人で49. 3%となっている。

資料16ページを御覧願いたい。

不登校の児童生徒の改善に有効だった働き掛けとしては、「訪問・電話・手紙等による家庭との連携づくり」「チーム対応や直接的な登校の促しなど、教員の働き掛け」「別室・放課後登校による個別指導等」が上位を占めている。

資料17ページを御覧願いたい。

「(4) 不登校児童生徒に対する学校の取組」について、「①未然防止に係る魅力ある学校づくりへの取組について」は、チャートに表れたとおり、小学校においては「⑥どの子供にも積極的に声掛けし、子供の声に耳を傾けていた」、⑨理解の不十分な子供を見つけ、分かる授業づくりに努めていた」の数值は高いものの、「⑧どの子供にも『分かった』『できた』という成功体験を味わわせていた」、⑬教職員による小・中学校間の交流や連携ができていた」の数值が低くなっている。

中学校においては、「①子供のよいところを積極的にほめたり、認めたりしていた」、⑥どの子供にも積極的に声掛けし、子供の声に耳を傾けていた」の数值が高い一方、「⑧どの子供にも『分かった』『できた』という成功体験を味わわせていた」、⑩自分の考えをしっかりとノートに書かせていた」の数值が低くなっている。また、不登校の出現率が低い中学校と高い中学校を比べると、「②一人一人の子供に活躍の場を設定していた」「⑧どの子供にも『分かった』『できた』という成功体験を味わわせていた」等に差が見られた。

資料18ページを御覧願いたい。

「②早期発見・早期対応に係る取組について」は、小・中学校ともに「⑧気がかりな点は、すぐに管理職や学年主任、教育相談担当等に報告する体制ができていた」の数值が高く、また、中学校では「⑩欠席1日

目の電話対応、欠席2～3日目の家庭訪問等の早期対応を心がけていた」の項目の数値が高くなっている。一方、小学校では「①子供といっしょに遊んだり、話したりする触れ合いの時間をつくっていた」、中学校では「④子供との信頼関係ができており、子供は悩みなどを相談してきた」等の数値が低くなっている。

不登校の出現率の低い中学校と高い中学校を比べると、「①子供といっしょに遊んだり、話したりする触れ合いの時間をつくっていた」「⑨日常生活の変化など気になることをすぐに保護者と話し合っていた」等に差が見られた。

資料19ページを御覧願いたい。

「③事後の対応・ケアに係る取組について」であるが、小中学校ともに「①教職員相互の報告、連絡、相談ができていた」「②いつでもチームで相談や対応ができる体制ができていた」の数値が高く、「⑤関係機関の役割等を保護者に知らせていた」の数値が低くなっている。

資料20ページを御覧願いたい。

「④教職員の研修について」では、県教委主催の研修会も開催していることから、小中学校ともに「②不登校に関する校外の研修会に参加した」は高い数値を示しているが、「⑤不登校に関する研修会において外部講師を活用した」等、校内での研修会の部分が低くなっている。

中学校においては、不登校の出現率が高い学校に比べて低い学校の数値が全ての項目で高く、不登校出現率と教員研修の充実度に相関が見られる。

「6 今後の対応」については、この調査結果を市町村教育委員会及び学校に周知するとともに、各種会議や研修会での活用を図り、速やかに今後の対応の改善につなげてまいる。特に、中学校においては、不登校の出現率の高い学校と低い学校では取組に差が見られることから、校長会議等の場でこの結果を知らせ、不登校児童生徒の減少に向けた積極的な取組を促してまいる。

また、保護者に対する関係機関のPRが不十分であることが明らかになったことから、PTAとの連携を一層進めてまいる。

今後、「生徒指導上の諸問題に関する協議会」の場において、専門的な立場から本結果について協議し、次年度の施策立案等に生かしてまいる。

本件については、以上である。

(質 疑)

高橋教育長

学校の取組によって、不登校の出現率に違いがあるということなので、出現率の低い学校の取組をモデルにしながら、全ての学校で取組を積極的に行うようお願いする。

佐竹委員

教育長の話とも関係するが、教職員の小・中学校間の交流や連携ができていないということは数字にも表れている。改善できるところは、すぐに改善していただきたい。大変良い調査であると思う。

資料18ページの「② 早期発見・早期対応に係る取組について」の項目で、小・中学校とも「教師への相談」が低いということは悲しい現実であると思う。教師と生徒、家庭との信頼関係の構築がなされていない事を表していると思う。だからと言って教師が失格ということではないので、これを課題として次のステップに進めていけば良いと思うので、是非とも次回の報告の時には、「教師への相談」が増えていけるような取組を進めていただければ良いと思うので、よろしく願います。

もう1点、資料20ページの「④ 教職員の研修について」の項目で、小学校での「外部講師の活用」が少ないと思うので、みやぎ教育応援団などの資料なども活用していただけるよう情報提供していただきたい。

また、不登校問題の改善を図るだけではないが、早寝・早起き・朝ご飯といった活動を継続して呼びかけていくことで、基本的な生活習慣の定着を図っていくことが大事であると思うので、是非とも願います。

(5) 平成29年度宮城県公立高等学校入学者選抜に係る第1回志願者予備調査について

(説明者：高校教育課長)

「平成29年度公立高等学校入学者選抜に係る第1回予備調査」の結果がまとまったので御報告申し上げます。
資料は、21ページから29ページである。

資料21ページを御覧願いたい。

「1の調査目的」、「2の調査対象校」については、記載のとおりである。

「3の実施高等学校数・学科数」については、全日制課程では、70校136学科、定時制課程では13校21学科、合わせて75校157学科での実施となる。

次に、「4の総括」表については、全日制課程の志願者調査では、募集定員14,720人に対して17,526人が志願しており、志願倍率は1.19倍となった。このうち、前期選抜での出願を志望するものは、募集人数4,846人に対して、8,248人で、志願倍率は1.70倍となり、前年度比0.06ポイント減少している。

同じく、定時制課程の調査では、募集定員1,000人に対して314人が志願しており、志願倍率は0.31倍となった。このうち、前期選抜での出願を志望するものは、募集人数296人に対して99人で、志願倍率は、0.33倍となっている。

資料22ページから25ページには、「各高校の入学志願状況」を掲載しているので、後ほど御覧願いたい。

次に、資料26ページから29ページには、補助資料として、推薦入試の最終年度である平成24年度入試と過去4年間の志願倍率等の推移や、今回の調査で志願倍率の高かった学校、平成27年・28年に学科改編等を行った学校の志願状況をまとめている。

今回の調査は、11月時点における出願動向を把握し、志望校選択や進路指導の参考としてもらうものであるが、今後、1月には、第2回目の予備調査を行い、引き続き、受験生や保護者、関係者への情報提供に努めてまいります。

本件については、以上である。

(質 疑) | 質疑なし

(6) 平成28年度公立高等学校「みやぎ学力状況調査」の結果について

(説明者：高校教育課長)

「平成28年度公立高等学校『みやぎ学力状況調査』の結果について」、御説明申し上げます。

資料は、30ページと別冊の「みやぎ学力状況調査(概要)」である。

資料30ページを御覧願いたい。

「1から4」は、実施概要である。7月上旬に、通信制を除く県内すべての公立高等学校の2年生を対象とした国語、数学、英語の3教科での学力状況調査と、1・2年生を対象とした学習状況調査を実施した。

また、学力状況調査については、基礎・基本の定着を確認するA問題と、応用・発展まで幅広く見るB問題を学校ごとに選択して実施した。

「5 学力状況に関する調査結果の概要」については、国語、数学、英語の3教科とも基礎的・基本的な力はある程度定着しているものの、知識を活用する力や文章を読み取る力に課題があるという結果となった。

次に、別冊「みやぎ学力状況調査(概要)」の3ページを御覧願いたい。

「図1-2」は、教科ごと、観点別に、A・B問題選択者の平均正答率を比較している。

資料30ページにお戻り願いたい。

「6 学習状況等に関する調査結果の概要」については、別冊「みやぎ学力状況調査(概要)」で具体的な内容について御説明申し上げます。

別冊の7ページを御覧願いたい。

「(1) 高校卒業後の進路希望」については、震災後に一時低下した進学希望者の割合が、1・2年生とも、回復してきていることが、「図1・2」から分かる。また、1年生から2年生に進級し、進路目標未定の者は半減しており、生徒個々の進路意識が早い段階から具体的になってきている様子がうかがえる。

8ページを御覧願いたい。

「(2) 授業理解度」の「図4・5」であるが、「ほとんどの授業がよく理解できる」、「理解できる授業の方が多い」を合わせた、授業が概ね理解できる生徒の割合は年々増加しており、今後さらに考えさせる授業

への質的な改善が必要と考えている。

続いて、9ページを御覧願いたい。

9ページから10ページの「(3) 授業における学習目標の提示や振り返り」、(4) 授業中に自分の考えを发表或し、ペアや小グループで話し合う時間については、昨年度に取り入れた調査項目であるが、(3) 授業における学習目標の提示や振り返りに関しては、「図8・9」のとおり、実施状況は1年生で5割を超え、2年生においても増加傾向となっており、教員側で意識的に取り組んでいる様子がうかがえる。

「図10」では、この実施状況と「授業が理解できる」という生徒の手応えとの間に相関がうかがえる。

10ページの「(4) 授業中に自分の考えを发表或し、ペアや小グループで話し合う時間」も増加傾向が見られる。

この「授業中の意見発表や話し合い」の実施状況と、「授業が理解できる」という生徒の手応えとの間には、目標提示やまとめ・振り返り同様に、はっきりとした相関がうかがえる。

さらに、「図15」では、正答率との相関が見られ、このような学習活動が学習内容の定着にも繋がっていることが読み取れる。

次に、11ページを御覧願いたい。

「(5) 平日の家庭学習時間」について示している。家庭学習時間については、まだ不十分なところがあるが、「全く、またはほとんどしていない」のポイントが年々減少し、この5年間で最少となっている。

続いて、14ページを御覧願いたい。

「家庭学習をする上での悩み」に関しては、「図27・28」にあるように、「集中できない」、「計画が長続きしない」が多数を占めている。

次に、「平日に最も時間をかけていること」であるが、「図29・30」にあるように、家庭で最も時間をかけているのは、「ゲームやインターネット」、「電話やメール」の2項目で、合わせるとおよそ5割に達しており、改善に向けた指導が必要であると考えている。背景には、スマートフォンの所持率上昇や、利用時間増加のあることが容易に想像される。

スマートフォン等の使用について、16ページを御覧願いたい。

「(9) スマートフォン等の使用時間と使用する場面」であるが、「図32・33」の「スマートフォン等の使用時間」については、「2時間以上」使用している生徒がほぼ5割、4時間以上使用している生徒も1割を超えていることから、学習習慣や睡眠、生活習慣への影響が懸念される。

「図36」は、スマートフォン等の使用時間と各教科の正答率の関係を示しているが、使用時間が30分から1時間程度の生徒の正答率は高く、これより使用時間が長くなるに従って、正答率が低下していることが分かる。

続いて、18ページを御覧願いたい。

18ページから21ページの「4 『震災後の心身の健康』、『志教育』等に関する調査」であるが、震災後の心の変化や志教育の成果を調べるため、震災後の平成24年度以降に取り入れた調査である。

「(2) 震災後の学校生活について」であるが、学校生活で充実感や満足感を感じる生徒の割合は8割と高く、全体としては、クラスや学校の行事等にも積極的に取り組んでいる様子がうかがえる。

19ページを御覧願いたい。

19ページから20ページの「『志教育』に係る意識の変化について」であるが、「人が困っている時は、進んで助けるようにしている」、「人の役に立つ人間になりたいと思っている」と回答した生徒は1・2年ともおよそ8割から9割に達している。

現在の高校2年生は、志教育の取組が始まったときの小学校5年生であるが、その他の志教育に係る調査項目においても、肯定的な回答が7割から9割を占めている。

「志教育」について、その3つの視点である「かかわる」、「もとめる」、「はたす」に関する意識が、確実に浸透・定着してきているものと考えている。

最後に、22ページを御覧願いたい。

「Ⅲ 学力向上に向けた今後の取組」について、まとめている。

県教育委員会としては、今後もこの調査を継続して、引き続き生徒の実態把握に努めるとともに、授業改

善や生徒指導に活用し、みやぎの高校生の学力保障と学校生活の充実に向けた取組を進めてまいりたいと考えている。

本件については、以上である。

(質 疑)

高橋教育長 やはり継続して調査を続けることによって、見えてくる部分もある改めて感じた。今後も継続した調査をお願いする。

佐竹委員 やはりスマートフォンの存在が大きいと思う。いじめや学力に関しても、使用のルールを徹底していかなければ、どんどん悪循環になっていくのではないかと感じるので、そうした辺りを中心に見ていただきたい。スマートフォンの使用にあたり、各学校での指導を検証していく事は難しいと思うが、少しずつでも改善して行ければ良いと思う。

先程、義務教育課長から報告のあった、いじめや不登校の問題においても、スマートフォンの問題が出ているので、そうした視点にも着目していただきたい。

高校教育課長 色々な調査を進めると、スマートフォンの使用に関しては、生徒が情報を入手する手段として勉強等に使用している例もある。

これまでの取組としては、フォーラム等で生徒自身が目標設定をしたり、話し合いを行ったりしており、各学校でも使用に関する留意点の注意喚起を行ったりしているが、そうした取組を今後も進めながら、適切な使用について一層強化するよう周知してまいりたいと考えている。

12 資料（配付のみ）

(1) 教育庁関連情報一覧

(2) はばたけ世界へ 南東北総体2017 プレイメント

(3) みやぎ総文2017「ニュースレターNo. 10」

(4) 平成28年度日本遺産決定「政宗が育んだ”伊達”な文化」

(補 足 説 明)

文化財保護課長 日本遺産のパンフレットが完成したので配付する。

今回のパンフレットは「政宗が育んだ”伊達”な文化」の紹介ということで、どういふものが含まれ、どのようなストーリーかを紹介したパンフレットで、12,000部作成した。これから英語と中国語2種類、韓国語、タイ語の計5カ国語のパンフレットを各2,000部作成する予定である。配付先については検討中であるが、皆様方の御協力をいただき、より多くの県民に周知されるよう努めてまいるのでよろしく願いする。

なお、このパンフレットの中に「日本遺産」という別のパンフレットが挟んであるが、これは文化庁が推進して県でも費用を負担しているものであるが、BS-TBSでの日本遺産の紹介番組が11月13日からスタートしている。「政宗が育んだ”伊達”な文化」の紹介は、12月11日（日）朝9時30分からの放送予定なので、是非御覧いただきたい。

高橋教育長 パンフレットが必要な場合は、御連絡いただければ手配する。

伊藤委員 大変結構な取組である。多言語化する場合にはインバウンドということで、海外から学会等で訪問された方々にも、宮城の素晴らしい歴史伝統を知っていただく良い機会である、そうした方々にも配付するようにはいかがか。

文化財保護課長 そのようにしたい。

13 次回教育委員会の開催日程について

教 育 長 次回の定例会は、平成28年12月16日（金）午後1時30分から開会する。

14 閉 会 午後4時28分

平成28年12月16日

署名委員

署名委員